

(3)ぶどうの晩腐病

ぶどうの晩腐病は主に成熟期の果房に発生し、果実を腐敗させ、収穫直前に降雨が多いと発生が急激に拡大する。病原菌は高温を好み、近年の気象条件下で発生は増加傾向にあり、令和6年、道内の生食加工用や醸造用ぶどうにおいて収穫直前に本病による果実の腐敗が多発し、一部の地域では収量が大きく減少した。本病の病原菌はぶどうの結果母枝や巻きひげに潜伏して越冬し、翌春の降雨時に分生子が分散して第一次伝染が起こる。その後、花穂、幼果、成熟果、および葉でも発病し、これらの病斑上に形成された分生子によって第二次伝染が起こる。多くの場合は潜伏感染しているため症状は認められず、着色期に発病が認められるようになる。令和6年の発生状況から越冬後の一次伝染源が多くなることが推測されることから令和7年は発生に注意する必要がある。

本病による被害を軽減するためには、園地内の越冬病原菌の密度低下を目的とした、巻きひげや前年果梗の切り残し部分などの除去と、第一次伝染源となる結果母枝上の分生子の形成を抑制する休眠期（発芽前）および新梢や果実への感染を防ぐ生育期の防除を実施する事が重要である。本病に対する道内の防除試験事例はないが、休眠期防除においても本病を対象とした薬剤散布が推奨される。府県では6月上旬から8月上旬にかけて生育期散布が行われており、重要な防除時期は落花期および落花10日後頃（果粒がアズキ粒大頃）とされ、多発園地では展葉6～8枚期に本病にも効果の期待できる薬剤を選択するよう指導されている。ただし、降雨が連続する場合には追加散布が必要となり、使用時期に制限がある薬剤も多いことから、本病は薬剤だけで対処する事が困難である。したがって被覆栽培や果実への早めの袋かけ、笠かけ、袋かけはしっかりと口を留めること、こまめな新梢管理、二番成りの除去、排水対策など耕種的防除も含めた総合的な対策が重要となる。



写真 果実の症状(道総研 原図)